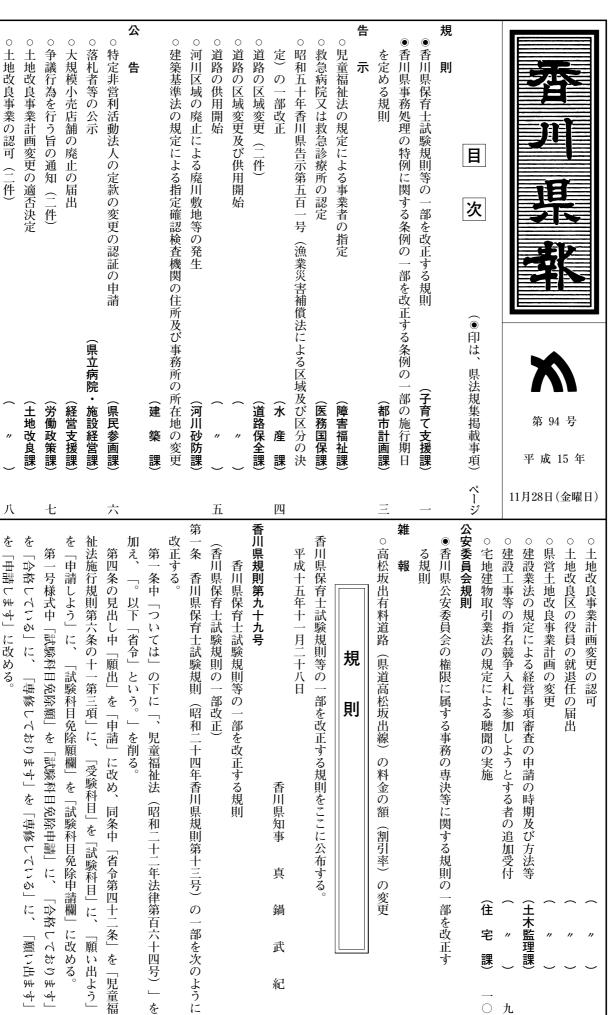
毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0



(第九〇八六号)

香

Ш

県

報

平成十五年十一月二十八日

Ш

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第二条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のよ | 第三条 香川県立保育専門学院学則(昭和五十一年香川県規則第二十六号)の一部を次の うに改正する。

号を同項同欄第二十四号とし、同項同欄第二十一号中「9※の5」を「29※」に改め、 を同項同欄第二十五号とし、同項同欄第二十二号中「9※の10」を「34※」に改め、同 四号を第二十六号とし、同項同欄第二十三号中「児빨の」を「児빨噝の」に改め、同号 同号を同項同欄第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。 別表三子ども女性相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄中第二十

政32条2項) 緊急を要する場合にとつた措置について児童福祉審議会に報告すること 。(

次に次の一号を加える 号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の 別表三子ども女性相談センター児童福祉法関係事務の項所長等委任事項の欄中第二十

18 若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条3 肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、

を を [34※] に改め、 等委任事項の欄中第二十三号を第二十五号とし、 別表三子ども女性相談センター西部子ども相談センター児童福祉法関係事務の項所長 「29※」に改め、同号を同項同欄第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。 緊急を要する場合にとつた措置について児童福祉審議会に報告すること。 同号を同項同欄第二十三号とし、同項同欄第二十号中「9※95」 同項同欄第二十二号中「児嗤の」を

等委任事項の欄中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に 別表三子ども女性相談センター西部子ども相談センター児童福祉法関係事務の項所長

18 肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、

次の一号を加える。

22

政32条2項)

若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条 3

(香川県立保育専門学院学則の一部改正)

ように改正する。

第十四条を削る。

第十五条中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第十四条とする

第十六条中「範」を「模範」に改め、同条を第十五条とする。

を第十七条とする。 第十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第十六条とし、第十八条

を第十九条とする。 第十九条第二項中「各期末」を「各学期末」に改め、 同条を第十八条とし、

二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二 とともに、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六条の六の指定保 育士養成施設卒業証明書を交付する」を加え、同条第二項及び第三項を削り、 第二十一条第一項中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、 一条とする。 「授与する」の下に「 同条を第

を「引きゆける」に改め、同様式に注として次のように加える。 第二号様式中「いのたび」を削り、 第一号様式中「いのたび」を削り、 別表中「第20条、第21条関係」を「第19条関係」に改める。 「ことがら」を「事柄」
い、 「お願いします」を「旃出します」に改める。 「お引き受けする」

氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

れるようお願いします」や「休学 (退学) の許可を受けたいので提出します」 第四号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に、 第三号様式を削る。 「休学(退学) したいので許可さ に改め、

第六号様式を削る。 第五号様式中「第21※関係」を「第20※関係」に改め、同様式を第四号様式とする。 (児童福祉法施行細則の一部改正)

第四条 する。 児童福祉法施行細則 (平成二年香川県規則第二十八号)の一部を次のように改正

第十条中「第九条の五」を「第二十九条」に改める。

附則

- | 1 この規則は、平成十五年十一月二十九日から施行する。
- 分の間、使用することができる。2 第三条の規定による改正前の香川県立保育専門学院学則第一号様式による用紙は、当2.第三条の規定による改正前の香川県立保育専門学院学則第一号様式による用紙は、当

則をここに公布する。 則をここに公布する。 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百号

る規則 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定め

各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。十九号。以下「改正条例」という。)附則第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、次の香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年香川県条例第九

- 四月一日 改正条例第三条(次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成十六年 |
- 多津町に係る部分に限る。)に限る。) 平成十六年五月十七日の次に三十四の項及び三十五の項を加える改正規定(同表三十四の項に係る部分(宇一十号)別表第一の三十三の項の改正規定(宇多津町に係る部分に限る。)並びに同項二 改正条例第三条中香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四

告 示

|●香川県告示第六百七十三号

定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 男童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、指

平成十五年十一月二十八日

十一月二十八日

香川県知事

真

鍋

武

紀

一二七〇〇〇三	番 指定事業所
仁尾辛四二番地三三豊郡仁尾町社会福祉協	所 在 地事業所の名称及び
仁尾辛三四番地三三豊郡仁尾町大字町社会福祉協議会社会福祉法人仁尾	所 在 地 主たる事務所の 申請者の名称及び
日 十 一	指定年月日
児童居宅介護	サービスの種類

●香川県告示第六百七十四号

告示する。 ち示する。 を示する。 を示する。 を示して次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により、 が急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 五 一 九	一 五 一 八	一 五 七	認定番号
月四日まで 平成十八年十二 平成十五年十二	月四日まで 平成十五年十二 平成十五年十二	月四日まで 平成十五年十二 平成十八年十二 平成十八年十二	認定の有効期間
香川労災病院	院院	太田病院	医療機関名
丸亀市城東町三丁目三番一号	木田郡三木町池戸一七五○−	東かがわ市三本松一七五八	所在地

香

Ш

県

報

平成十五年十一月二十八日

Ш

●香川県告示第六百七十五号

を次のように改正する。 昭和五十年香川県告示第五百一号 (漁業災害補償法による区域及び区分の決定) の一部

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

を削り、 ち、小方、泊及び室沖を除く地区) の項中「2 主として流しさし網を使用して営む漁業」 法第百四条第二号に掲げる漁業の表二号鴨庄長浜等区域(鴨庄漁業協同組合の地区のう 「3 1及び2」を「2 1」に改める。

●香川県告示第六百七十六号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十八日から同

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

道路の区域

路

線

名

府中琴南線(十七号)

七番一地先まで綾歌郡綾上町山田	四番三地先から綾歌郡綾上町山田	区
先まで上町山田下字蔵廻二一六	ら山田下字高鳶一○九	間
後	前	前後 別 更
四 — ○ \$ ○ ○ 括	四 〇	(メートル)
九 〇 〇	九 〇 〇	(メートル) 長
	道拡幅 業に伴う現 道路改修事	備考

●香川県告示第六百七十七号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、 同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十八日から同

年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事

真

鍋

武

紀

道路の種類 県道 (一般)

路 線 名 多度津善通寺線 (二百十二号)

道路の区域

○四四番一地先まで	八番一地先から仲多度郡多度津町本通三丁目六一	区間
後	前	前後 別 更
四 — — 5 八 · · ·	三六, 一, 0	(メートル)
<u>[2</u> 2] ———————————————————————————————————	<u>[7</u>] — —	(メートル) 長
1 1 0 来言	者首の所没 による歩行 設整備工事 交通安全施	備考

●香川県告示第六百七十八号

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十一月二十八日から同

平成十五年十一月二十八日

道路の種類 県道 (主要地方道)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路線名 三木国分寺線(十二号)

道路の区域

高松市三谷町字中原三六五番二地先まで	高松市三谷町字中原三五二番一地先から				区間		三 道路の区域	二 路 線 名 中徳三谷高松線(四	一 道路の種類 県道 (主要地方道)		平成十五年十一月二十八日	年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。	その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、	の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二	●香川県告示第六百七十九号	四 供用開始の期日 平成十五年十一			高松市三谷町字中原三九五番一地	7 7 7	一一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		区間
先 ま で	先から							(四十三号)		_		غ و	保全課に	基づき告	号) 第十:		一月二十八日		後			前		前後別更
七 1 1					; 0	效也の届員				香川県知事				示する。 			H	四六・〇	\$	 - •	=======================================	元 5	九・六	(メートル)敷地の幅員
_ 五 五					/ 	正				真鍋			平成十五年十一月二十八日から		^焼 定に基づきか				二〇四			二〇四		(メートル) 長
川県告示第一部及び平	した区域の	第四百八十	香川県告示	戊 上二	備考					武紀			一十八日から同		項の規定に基づき次のように道路					点改良	に伴う交差	イパス 事によるバー	道路改築工	備考
二 住所及び事務所の所在地株式会社香川県建築住宅センター 推定確認椅査機関の名秘	· 清空編纂書 (1) 11 香川県知事 真 鍋 武 紀	平成十五年十一月二十八日	三項の規定に基づき、次のとおり公示する。	指定確認検査機関から住所及び事務所の所在地の変更に関する届出があったので、同条第	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第二項の規定により、	●香川県告示第六百八十一号	土地 四二九・一二平方メートル	四一廃川敷地等の種類及び数量	 綾歌郡綾南町千疋字川北四二七番一外地先	三 廃川敷地等の位置	平成十五年十一月二十八日	二 廃川敷地等が生じた年月日			香川県知事 真 鍋 武 紀	平成十五年十一月二十八日	する。	その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県坂出土木事務所において縦覧に供	号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。	河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四	●香川県告示第六百八十号	四 供用開始の期日 平成十五年十一月二十八日	た区域	号で変更し五百七十八

Ш

県

報

平成十五年十一月二十八日

Ш

(第九○八六号)

1 変更前の住所及び事務所の所在地

高松市天神前六番三四号

2 変更後の住所及び事務所の所在地

高松市松島町一丁目一三番一四号九十九ビル二階

三 変更年月日

平成十五年十一月二十五日

告

公

●香川県公告第六百七十号

第十条第二項の規定により次のとおり公告する 営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 同条第五項において準用する同法 特定非 七 六

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年一月十八日まで縦

覧に供する

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

申請のあった年月日

平成十五年十一月十八日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人にこにこ三豊

汐見 美根子

三豊郡高瀬町大字上高瀬一五〇三番地二

三 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中にあって、高齢者や障害者などに、愛・忍

耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、

福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六百七十一号

五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十

> (平成七年条約第二十三号) の適用を受けるものである。 なお、本公告における調達は、WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

調達件名及び数量 検診システム 一式

調達方法 購入等

契約方式 随意

契約日 平成十五年十月十四日

<u>Ŧ</u>i. 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国支社 高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

契約価格 二九、五五九、六〇〇円

随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

八 部県立病院・施設経営課県立病院グループ─電話番号○八七−八三二−三三一○ 担当課 郵便番号七六○−八五七○ 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

●香川県公告第六百七十二号

出があったので、同条第六項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による廃止の届 次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

平田興産株式会社

岡山県岡山市柳町一丁目五番五号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地 高松勅使ショッピングデパート

高松市勅使町字山王五七○−一

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

四、七一一平方メートル

大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十四年十一月一日

届出年月日

平成十五年十一月十七日

●香川県公告第六百七十三号

勤労者医療福祉会職員労働組合執行委員長引田和秀から次のとおり争議行為を行う旨、 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川 平

成十五年十一月二十一日通知があった。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

事件

二○○三年(平成十五年)秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方

である院所開設者に対する争議

日時

平成十五年十二月二日午前零時以降、 要求実現までの間

三 場所

香川勤労者医療福祉会

高松協同病院

高松市木太町七区四六六四番地

四 争議行為の概要

前記の場所における、 全体的または部分的な業務の停止をはじめとする、あらゆる形

の争議行為

ただし、救急患者および入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

●香川県公告第六百七十四号

医療生活協同組合職員労働組合執行委員長中西律子から次のとおり争議行為を行う旨、平 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川

成十五年十一月二十一日通知があった。

平成十五年十一月二十八日

香

Ш

県

報

平成十五年十一月二十八日

川県知事 真 鍋 武

紀

事件

二〇〇三年 (平成十五年) 秋闘要求の完全獲得を目的として、 労働組合のその相手方

である院所開設者に対する争議

日時

平成十五年十二 一月二日午前零時以降、 要求実現までの間

場所

香川医療生活協同組合

高松平和病院

善通寺診療所

生協みき診療所

生協へいわ歯科

コープ歯科まるがめ

老人保健施設「虹の里」 訪問看護ステーション 「ひまわり」

訪問看護ステーション 「ほがらか」

善通寺市上吉田町六一八一九 高松市栗林町一丁目八一八 高松市栗林町一丁目三—二四 丸亀市川西町北一三五七-四 高松市栗林町一丁目三—二四 木田郡三木町氷上一一二—— 善通寺市上吉田町六一八一九 高松市栗林町一丁目四一一 高松市栗林町一丁目三—二四

木田郡三木町氷上一一二——

訪問看護ステーション 「みき」

老人介護支援センター 「ほのぼの

ヘルパーステーション

ヘルパーステーション 「ほがらか」

兀

争議行為の概要

の争議行為

高松市栗林町一丁目三—二四

「虹の里」 善通寺市上吉田町六一八一九 高松市栗林町一丁目三—二四

ただし、救急患者および入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとする、

あらゆる形

)香川県公告第六百七十五号

同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾歌町が土地改 平成十五年十一月十二日適当と決定した。 良事業(町営土地改良事業(非補助区画整理)下新開地区)計画を変更することについて 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する

その関係書類を綾歌町建設課において平成十五年十二月四日から同年十二月二十四日ま

七

八

で縦覧に供する。

香

Ш

県

平成十五年十一月二十八日

香川県知事

真

鍋

武

紀

種

監

事

●香川県公告第六百七十六号

改良事業(農道整備事業)白谷地区)を行うことについて平成十五年十一月十七日認可し|種 第十条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地 | 役員の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 | 二 就任した役員

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百七十七号

県費補助土地改良事業)東下福家地区)を行うことについて平成十五年十月三十日認可し 第十条第一項の規定により、東下福家地区共同施行が土地改良事業(農道整備事業(単独 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

●香川県公告第六百七十八号

した。 県費補助土地改良事業奥池地区)計画を変更することについて平成十五年十月三十日認可 | 規定による経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請の時期及び方法等に関し、必要 第十条第一項の規定により、坂出市奥池土地改良区が土地改良事業(ほ場整備事業(単独 | 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十三第一項の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

●香川県公告第六百七十九号

地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 蓮池土

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

役員の 退任した役員

類 氏 名

住

所

退 任 年

月

 \exists

藤岡 重夫 丸亀市中府町二丁目二番四七号

所

平成一五、 $\stackrel{\smile}{\circ}$

五.

類 氏 名 住

就

任

年

月

日

平成一五、

一、九

監 事 多田 孝憲 丸亀市中府町三丁目六番三七号

●香川県公告第六百八十号

九日変更した。 営土地改良事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県 (県営ため池等整備事業(小規模)踊池地区)計画を平成十五年十一月十

その関係書類を山本町産業振興課において平成十五年十二月五日から同月二十五日まで

|縦覧に供する。

平成十五年十一月二十八日

●香川県公告第六百八十一号

香川県知事

真

鍋

武

紀

の二第二項の規定に基づき、平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う な事項を次のとおり定めたので公示する。 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十八条

平成十五年十一月二十八日

香川県知事

真

鍋

武

紀

申請の時期

1 申請の受付日

六年経営事項審査申請要領(以下「申請要領」という。)において定める審査日 平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間で、土木監理課発行の平成十

2 申請の受付時間

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	長尾土木事務所総務課 さぬき市長尾東一五三八番 ○八七九-五二-二五八五 指名競争入札参加資格審査申請の受		交 付 先 所 在 地 電 話 番 号 ト業務等の指名競争入札に参加しよう	3 申請要領の交付先	三豊支部	社団法人香川県建設業協会 観音寺市観音寺町甲一八九 ○八七五-二五-三四三九 高松市番町四丁目一番一○号	善通寺支部 善通寺市与北町一八九番地 〇八七七一六二一一三九〇 一 香川県土木部土木監理課契約・建社団法人香川県建設業協会 善通寺市与北町一八九番地 〇八七七一六二一一三九〇 一	より、申	た日から経営事	長尾支部 地二 地二 一二三番 〇八七九-五二-二三二四 香川県証紙を審査手数料証紙貼	社団法人香川県建設業協会 高松市磨屋町六番地四 〇八七-八五一-七九一九 2 納付方法	購入先所在地 電話番号 1手数料条例で定	2 提出書類の購入先 四 経営事項審査手数料		古書書教	日を六の問い合わせ先に電話により申し込むこと。 善善手主木事務所総務課	2 1の申請をしようとする者は、あらかじめ、一の1の申請の受付日のうち希望する 坂出土木事務所総務課 坂出吉	ることにより行う。 地一名ことにより行う。 地一名ことにより行う。 地一地一名ことにより行う。 地一地一名ことにより行う。 は、三の申請書類を申請要領において定める審査場所に持参す 高松土木事務所総務課 高松玉	二 申請方法 中請方法 上の本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
2期間	郊争入札参加資格審査申請の受付期間及び受付場所香川県知事 真 錦 武 紅	五年十一月二十八日	業務等の指名競争入札に参加しようとする者を、次のとおり追加受付する。 平成十六年度に香川県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタン	《公告第六百八十二号》	昭番号○八七-八三二-三五○七	给市番町四丁目一番一○号	香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ門に合えせ先	申	いらおおかね二月後までこ、経営事頁審査結果通知書を郵便により送付することに、召事項審査の結果は、申請書、添付書類等に不備がある場合を除き、審査が終了し	呂事項審査の結果の通知	77付方法	□川県使用料、手数料条例で定める額−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−	□事項審査手数料	一八号		 -	土木事務所総務課 坂出市江尻町一三五五番地 〇八七七-四六-三一七八		

香

Ш

県

報

平成十五年十一月二十八日

平成十六年一月二十六日から二月六日まで

二 受付場所

香川県庁東館(高松市番町四—一—一〇)五階会議室

●香川県公告第六百八十三号

り行う。 第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとお 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋

武

紀

聴聞場所

聴聞期日

平成十五年十二月十二日 (金曜日)

午前十時

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁本館一二階第一会議室

被聴聞者

1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社丸二産業

池浦 聖智

高松市勅使町一五四番地

2 免許証番号

香川県知事(一一)第一一四三号

公安委員会規則

こに公布する。 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をこ

平成十五年十一月二十八日

香川県公安委員会規則第二十二号

香川県公安委員会委員長 神 原

博

員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

別表六十三の三の項の次に次のように加える。

号) おおり (平成に関する法律 (平成	引する行為の規制等を利用して児童を誘 ネット異性紹介事業 六十三の四 インター
第十一条	第十条
する報告の徴収インターネット異性紹介事業に関	令 対する違反の是正のための措置命 インターネット異性紹介事業者に
0	0

則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

雑 報

香川県道路公社理事長から依頼があったので、 次のとおり公告する。

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成十五年十一月二十八日

●香川県道路公社公告第1号

定に基づき公告します。 のとおり変更しますので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第14条第1項の規 高松坂出有料道路(県道高松坂出線)の料金の額(割引率)を平成15年12月1日から次

平成15年11月28日

料金の額

香川県道路公社理事長

 \equiv # \curlywedge

推

(通行1台1回につき 単位:円)

料金の額	車種区分	
260	普通車	
420	大型車(I)	
940	大型車(Ⅱ)	
20	軽車両等	

- (注1) 回数券を発行して、11回につき1回、60回につき10回、100回につき20回それぞれ割引します。ただし、道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、特別措置として300回につき90回割引します。
- (注2) 障害者割引については、以下のとおりとします。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割とします。なお、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、従前のとおり、現金で徴収する料金の割引率を5割とします。

設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最 害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害 障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障 れているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。) 体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載さ 自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車 もので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車 て同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されている 用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引におい 者」という。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗 動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族 兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自 じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、 又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同 大積載量が500 k g 以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、特種用途 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体

等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に事法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

П いる者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けてい ている者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該 を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護し の。重度障害者1人につき1台に限る。)、又はこれらの者がこれらの自動車 は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているも により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又 親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等 自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途 (1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、 いて (昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知) 」の第三の1 育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施につ 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療 の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156 る者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表 省令第15号)別表第五号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有す それぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生 るときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとに 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けて (自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその

香

+ + -	內部障害	不自由	政	視點		関連は の と と と に が に と と こ に に に に に と に に に と に に に に に れ に れ に れ
平成十五年十一月二十八日印刷発行	版をして呼びられば、成のでは、ほどのいろのでは、はないに、はないに、などのと、になると、になるなど、	乳幼児期以前 の非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上下体践段联	道河	障害の	重度障害者を継続し、 は割賦契約若しくは」 って、自動車検査証の て日常的に介護していき と1台に限る。)。た
発行	心 臓 機 能 障 害じん 職 機 能 障 害じん 職 機 能 障 害呼 吸 器 機 能 障 害ぼうこう又は直腸の機能障害小 腸 機 能 障 害ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	機能障害機能障害機能障害	不不不自自自自由由由由由	事 事	区分	て日常的に介護 長期の賃貸借契 の「使用者の氏 の「使用者の氏名が いる者の氏名が ただし、営業用
印刷発行所	1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から3級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。) 1級から3級までの各級 (一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。)	1級、2級の1及び2級の2 1級、2級及び3級の1 1級から3級までの各級	1級から3級までの各級及び4級の 2級及び3級	障害の程	重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。
香		、 に 運動 (一下肢 を除く	2	で 4 級	承	れているもの又 ている場合であ 障害者を継続し 障害者 1 人につ
Л		機能		01		ある企業のでので、現代ので、現代ので、記述し、このにに、このにに、このにに、このに、このに、このに、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので
県						
庁						
(購読料月極二千五百円)						